

第699号



2025年7月

# ほりかわ

西陣健康会

〒602-0056  
京都市上京区堀川通今出川上ル  
堀川病院内

☎(075)441-8181

【編集・発行】  
健康会事務局<https://www.horikawa-hp.or.jp>

## 高額療養費を もっと身近に

### 医事課



みなさんこんにちは、突然ですが“高額療養費”と呼ばれる制度をご存じでしょうか？

外来通院のみの方はあまり聞き慣れないワードかと思いますが、様々な物やサービスが高騰し続けている昨今、入院を頻回にされる方や高額な医療を受ける方にとって、とても大事な制度であります。

最近では石破政権が社会保障財源確保のため、高額療養費制度の患者自己負担分の引き上げを決定し、関係各所から猛反発を受け方針を取り下げた事でも記憶に新しいと思います。

今回は、そんな高額療養費制度を分かりやすく簡潔にご説明したいと思います。

高額療養費制度とは、日本の公的医療保険制度の一部で、医療機関で支払う自己負担額が高額となった時に、一定の上限額を超えた分が後で払い戻される。又は上限額までに抑えられる仕組みです。この制度が無ければ医療費は忽ち高額となってしまう、場合によっては経済的に生活を脅かしてしまう事さえあるかもしれません。この制度は健康保険に加入している全ての人を対象としており、医療を必要とする全ての人々が安心して療養を継続する事が出来る世界に誇れる制度だと思います。

### 1. 対象となる範囲

入院（手術等含む）、外来などの医療費の自己負担分

## 2. 自己負担の限度額

(70歳未満の方)

所得区分	自己負担限度額(月額)	多数回該当の場合 <sup>*3</sup>
年収約1,160万円以上の所得者 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得 <sup>*1</sup> 901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
年収約770万～約1,160万円の所得者 健保：標準報酬月額53～79万円 国保：年間所得600万円超901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
年収約370万～約770万円の所得者 健保：標準報酬月額28～50万円 国保：年間所得210万円超600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
年収約370万円以下の所得者 健保：標準報酬月額26万円以下 国保：年間所得210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税者	35,400円	24,600円

(70歳以上の方)

区分	自己負担上限額(月額)		多数回該当の場合 <sup>*3</sup>
	通院(個人ごと)	入院および通院(世帯ごと)	
年収約1,160万円以上の所得者 健保：標準報酬月額83万円以上 国保、後期：課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%		140,100円
年収約770万～約1,160万円の所得者 健保：標準報酬月額53～79万円 国保、後期：課税所得380万円以上690万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1%		93,000円
年収約370万～約770万円の所得者 健保：標準報酬月額28～50万円 国保、後期：課税所得145万円以上380万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1%		44,400円
年収156万～約370万円の所得者(一般) 健保：標準報酬月額26万円以下 国保、後期：課税所得145万円未満	18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円	44,400円
住民税非課税者(低所得世帯) うち所得が一定以下 <sup>*2</sup>	8,000円	24,600円 15,000円	—

\* 3 同一世帯で1年間に3回以上、高額療養費が支給されていると、4回目以降自己負担限度額が軽減されます

## 3. 多数該当

一般患者(70歳未満)の多数該当は、同一世帯での高額療養費支給回数が1年間に4回以上になった時は、4回目から区分ごとの自己負担限度額を超えた額。又、高齢受給者及び後期高齢者の多数該当は、現役並所得者と一般所得者の方が対象となり、区分ごとの

自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給され自己負担額が引き下げられます。これらを「多数該当」と呼びます。

「多数該当」は、国民健康保険から社会保険(健康保険)への切り替えといったような、加入している公的保険が変わらない限り、高額療養費支給回数は継続されます。

#### 4. 世帯合算

家族が同時に病気やケガで受診した場合、それぞれの自己負担額が上限まで届かなかったとしても、家族分を合算してひと月の自己負担限度額を超えていれば、高額療養費の支給を受けられます。この仕組みを世帯合算と呼びます。70歳未満の方は、月に21,000円以上の自己負担額、70歳以上の方は自己負担限度額をすべて合算できます。

ただし、世帯合算を行う為には家族が同じ公的医療保険に加入している必要があります。

#### 5. 利用方法

従来であれば、事後申請（医療費を一旦全額自己負担で支払い、後から申請して払い戻しを受ける）と事前申請（限度額認定書）と二通りの方法がありますが、事後申請は一時的とはいえ経済的負担も重く、おすすめは出来ません。そうなりますと事前申請がやはり

理想ではあるのですが、急な入院となった場合などご家族が遠方になかなかすぐに役所窓口に行けないケースや様々な理由からご家族がいないといったケースもあると思います。そうした時にマイナンバーカードの申請が完了していると大変便利です。医療機関もオンライン上で確認が出来るようになっており、事前申請していなくても医療機関の窓口にて反映することが可能です。ご高齢の方はIT関係が苦手な方が多くおられます。こうした利便性からも未だマイナンバーカードの登録がお済みでない方は、是非ご家族や周囲にサポートしていただき、円滑な反映が可能となるよう今一度ご検討、確認よろしくお願い致します。

何かご不明な点などありましたら是非医事課職員までご相談ください。



### 7月の 行事予定

- 6日(日) 山歩き会「金毘羅山・翠黛山」
- 20日(日) 写真同好会
- 27日(日) 歩こう会「西明寺から保津峡へ」

### ◆歩こう会・山歩き会に参加者される皆様へ

感染症分類が「5類」に移行され、マスク着用は個人の判断に委ねる事となりました。  
参加者の皆様は、体調に十分気を付けて頂きご参加下さい。  
なお、新型コロナウイルスの感染対応については、堀川病院・健康会は責任を負いかねます。



問合せは 長谷川  
電話  
090-3031-7501

#### 雨天中止

当日午前5時以後のNHKの天気予報で、当日の京都南部の午前中1mm以上雨の降る確率が50%以上なら中止です。

### ほりかわ山歩き会

事前申込み制  
事務局 藤田  
TEL(FAX)  
451-6427

#### 雨天中止

当日午前5時以後の天気予報で、当日の京都南部の午前中1mm以上雨の降る確率が50%以上なら中止です。

## 行き先 西明寺から保津峡へ 清滝川を歩く

今回は愛宕山の麓を流れる清滝川を散策します。<sup>みきょうざか</sup>御経坂より西明寺に立ち寄り清滝川を下ります。清流の歌姫河鹿が聞けるでしょう。老いは足から始まるといわれています。尚コース途中リタイヤは清滝で出来ます。

## 日時 令和7年7月27日(日)

### 集合場所

市バス8番、高尾柵ノ尾行に乗車してください。  
四条烏丸駅 午前8時49分発に乗車し、<sup>みきょうざか</sup>御経坂で下車します。  
(四条大宮 午前8時55分、太秦天神川駅 午前9時13分発)

### コース [8km]

<sup>みきょうざか</sup>御経坂～西明寺wc～清滝wc(昼食)～落合～保津川～JR保津峡

※当日、コース変更の可能性あります。

#### ※道のアップダウン度:★★☆

緩やかなアップダウンのある未舗装道を歩くコースです。  
一部足元の悪いところを歩きます。  
滑りにくい靴を履いてきてください。

### 帰路

JR保津峡～円町 ¥200。  
JR保津峡～二条駅 ¥240。  
※途中で帰られる方は、清滝から京都バスが出ています。

### 持ち物

水筒・弁当持参。

### 参加費

100円

## 行き先 大文字山沢歩き

## 日時 令和7年8月3日(第1日曜日)

### 集合場所

銀閣寺 公衆トイレ前 9時00分集合

### コース

銀閣寺公衆トイレ前～中尾の滝～幻の滝～天の原～三角点～新コース～南禅寺

### 距離

8km(標高差 350m)

### 地形図

京都東北部

### 費用

交通費+会費100円

### 持ち物

雨具(雨カップ、傘)・飲み物(水、お茶等)・  
弁当・コップ・懐中電灯、つえetc

その他:大文字北斜面を歩きます。コース変更あり。  
暑さ対策、オシボリ、ウチワなど宜しく。

〈健康会会員の方が参加対象です〉